

事 務 連 絡  
令和 8 年 2 月 27 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

フェナザキン等に係る消防活動上等の留意事項について（事務連絡）

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について（令和 8 年 2 月 27 日付け消防危第 23 号）のとおり、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号）第 2 条の表に定める物質として、4- [2- (4-ターシャリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4- [2- (4-ターシャリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン 19.4%以下を含有するものを除く。）（以下「フェナザキン等」という。）が追加されました。

つきましては、フェナザキン等に係る消防活動上等の留意事項は下記のとおりですの  
でお知らせいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消  
防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨を周知されるようお願い  
します。

#### 記

- 1 フェナザキン等は、加熱されることにより人体に有害な蒸気（主にシアン化水素（HCN））を発生することが確認されていること。
- 2 詳細については、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-156/03/houkokusho.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-156/03/houkokusho.pdf)を参照すること。

（問い合わせ先）  
消防庁危険物保安室  
担当：根本、馬場、山上  
TEL 03-5253-7524